



一般社団法人
メディカルスタディ協会

◇ 中島 慶八郎氏の医療ブッタ切り 第13回 平成26年度 診療報酬改定の背景 ◇

文／中島 慶八郎 氏

平成26年度 診療報酬改定の背景

平成26年2月12日に中医協でH26診療報酬改定が決まり、公表されました。

2025年に我が国の高齢化率は30%になると予想され、少子化も考慮すると、このままでは健康保険制度、介護保険制度を維持する事が財政的に不可能になると思われま

したがって、国は2025年に向かって10年計画で制度の大幅な改革を始めました。診療報酬は2年に1回の改定が原則ですから2014年、2016年、2018年、2020年、2022年、2024年と、2025年までに6回ので改定がなされ、今年2014年はその第一歩の改定と見て良いでしょう。

介護保険は3年に1度の改定なので、2015年、2018年、2021年、2024年と4回あります。2018年と2024年が診療報酬と同時改定となります。

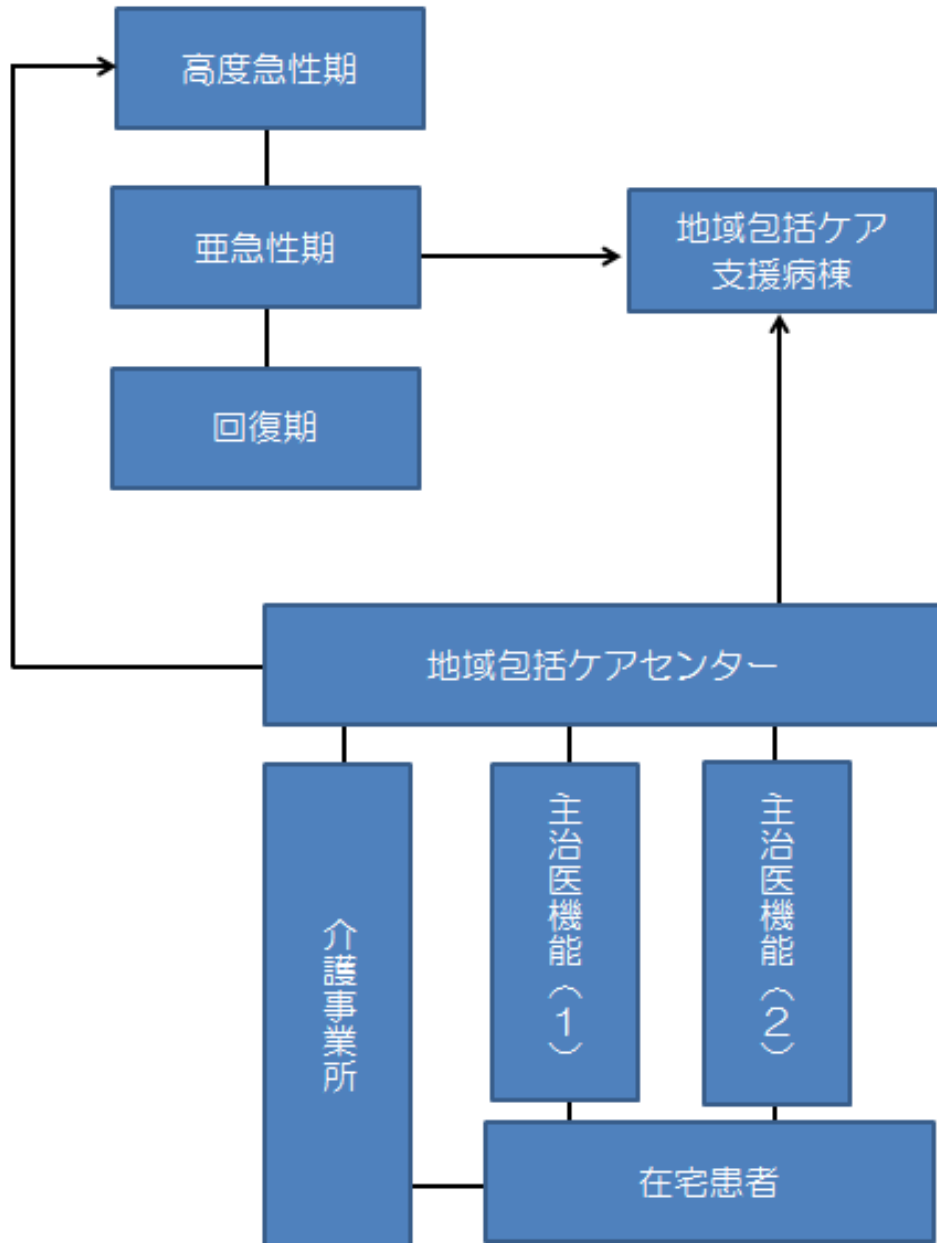
2024年にはすなわち、今から10年後には少子高齢化の我が国を支える制度が完成されようとしています。

では、今回の改定のキーワードを考えてみましょう。

1. 医療機関の機能分化と効率化です。
 - a. 高度急性期病棟の設置
 - b. 亜急性期病棟の設置
 - c. 回復期病棟の設置
 - d. 主治医機能1, 2
 - e. 有床診療所の活用
 - f. チーム医療

2. 医療と福祉の連携
 - a. 地域包括ケア支援センターの設立
 - b. チーム医療

上述 1 の b.の亜急性期病棟から地域包括ケア支援病棟が新設されました。医療機関の機能分化と福祉との連携のための地域包括ケアのイメージを図に示すと下記の通りです。



要は、患者にとって医療と福祉の連携、すなわち高度急性期から在宅まで一気通貫のシステムを構築する事を目標としているのです。この地域包括ケアセンターは人口1万人について1か所作ることが目標で医療福祉を中心とした町づくりにほかなりません。

このためには、医療法、医師法、薬事法、薬剤師法、歯科医師法や補助看法などの法律の改正もなされます。

今一つのキーワードは、24時間対応です。大病院は、現在でも24時間対応をしていますが、有床診療所、一般診療所、保険薬局、訪問看護ステーション等々が24時間対応を求められてきます。以上、述べたことを財政的に考えると医療費の伸びをどのように抑えながら制度を維持していくのか？色々なことが想定されますが、まずは今回の改定がどのように具体化されるかを活目する必要があります。初診料が何点になったかが問題ではなく、将来医療・福祉の姿がどのようになるか？の視点で今回の改定をみる必要があります。